

令和7年度予防接種事業計画

【定期予防接種(A類疾病)】

予防接種名		対象年齢		標準的な接種期間		間隔及び回数		注意事項			
定期 予防 接種	五種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ ヒブ	初回		生後2月～90月に至るまで ※令和6年4月1日から定期接種化		生後2月～生後7月に達するまで		3回 (20日から56日までの間隔を置いて3回)		※令和6年4月1日から定期接種化	
		追加				初回接種(3回)終了後 6月～18月に達するまで		1回 (第1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔を置いて1回)			
	四種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ	初回		生後2月～90月に至るまで		生後2月～生後12月に達するまで		20日以上の間隔を置いて3回		※四種混合ワクチンの製造終了となります。R7年度は医療機関にワクチンの在庫がある期間のみ接種が可能	
		追加				初回接種(3回)終了後 12月から18月までの間隔を		1回 (第1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔を置いて1回)			
	二種混合 ジフテリア 破傷風	2期		11歳以上13歳未満		11歳に達した時から12歳に達するまで		1回		・予診票は11歳になった誕生月の翌月に対象者へ郵送します。 ・十分な免疫を得るには、四種混合1期(4回)を接種していることが重要です。接種が終了していない人は、任意で予防接種をすることができます。	
	麻しん 風しん混合	1期		生後12月～24月に至るまで				1回			
		2期		5歳以上7歳未満の小学校就学前1年間				1回			
	日本脳炎	1期	初回	生後6月～90月に至るまで		3歳		6日以上(標準的には6日から28日まで)の間隔で2回			
			追加			4歳 (1期初回終了後6月以上(標準的には1年経過した時期)		1回			
		2期	9歳以上13歳未満		9歳		1回		・予診票は誕生月翌月に、対象者へ個別通知します。		
		特例		平成7年4月2日～平成19年4月1日までの間に生まれた20歳未満の人							
	BCG				1歳に至るまで		生後5月～8月に達するまで		1回		
	水痘	1回目		生後12～36月に至るまで		生後12月～生後15月に達するまで		1回		・過去に水痘に罹患した者、水痘の予防接種を規定の間隔で2回接種済みの者は除外。	
		2回目				1回目の接種終了後、6月～12月までの間隔をおく		1回			
	小児用肺炎球菌	15価		初回・追加	生後2～60月に至るまで		初回接種: 生後2月～7月に至るまでの間(生後24月未満で終了)		初回:3回 27日以上の間隔を置いて3回接種		※15価小児肺炎球菌ワクチンは、令和6年4月1日から定期接種化 20価小児肺炎球菌ワクチンは、令和6年10月1日から定期接種化 ・初回接種のうち、2回目及び3回目の注射は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わない(追加接種は実施可能)。 また、初回接種のうち、2回目の注射は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回接種のうち3回目の注射は行わない(追加接種は実施可能)。 ・接種開始時期により接種回数が異なるため注意。
		20価					追加接種: 生後12月～15月に至るまでの間に、初回接種終了後60日以上の間隔を置いて1回		追加:1回 初回接種終了後60日以上の間隔を置いて、生後12月に至った日以降に1回接種		
	ヒブ	初回		生後2～60月に至るまで ※令和6年4月1日から五種混合ワクチンにヒブワクチンが含まれています。		初回接種: 生後2月～7月に至るまでの間		27日以上(標準的には27日から56日まで)の間隔で3回		・接種開始時期により接種回数が異なるため注意。	
		追加				初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく		1回			

【定期予防接種（A類疾病）】

	予防接種名		対象年齢	標準的な接種期間	間隔及び回数	注意事項
	子宮頸がん	2価サーバリックス	・小学校6年生～高校1年生の女子 ・平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間の女性で、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの期間に1回以上接種している人は、特例措置として令和8年3月31日まで接種可	中学1年生 （13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日まで）	3回 （1月の間隔をおいて2回、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回）	・3回とも原則同一ワクチンの接種を行ってください。 ・HPV9価ワクチン（シルガード）は、15歳に至るまでに1回目接種をすると2回接種で完了することができます。
		4価ガーダシル			3回 （2月の間隔をおいて2回、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回）	
		9価シルガード			2回または3回 （※2回の場合：6月の間隔をおいて2回） （3回の場合：2月の間隔をおいて2回、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回）	
	B型肝炎		1歳に至るまで	生後2～9月に達するまで	3回 27日以上の間隔で2回 1回目の接種から139日以上の間隔で1回	・HBs抗原陽性者の妊婦から生まれた乳児として健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与（抗HBs人免疫グロブリンを併用）の全部又は一部を受けた者は除外。
	ロタ （ロタリックス、ロタテック）		ロタリックス：出生6週0日後から24週0日後までの間 ロタテック：出生6週0日後から32週0日後までの間	初回接種は、生後2月に至った日から出生14週6日後までの間	27日以上の間隔をあける	・初回接種は、生後2月から 生後14週6日まで に行ってください。 出生15週0日後以降の初回接種については、安全性が確立されていないため、出生15週0日後以降の初回接種となる場合は、十分に説明を受け了承のうえ接種してください。 ・ <u>原則として同一ワクチンを接種してください。</u>

【定期予防接種（B類疾病）】

	予防接種名	対象年齢	標準的な接種期間	接種方法	注意事項
定期 予 防 接 種	インフルエンザ	・65歳以上 ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人		（毎シーズン）1回	・生活保護世帯の人は、接種予約後に福祉課生活支援係に「予約日時・予防接種の種類・接種予定の医療機関名」を連絡すると無料で接種できます。
	新型コロナワクチン			（毎シーズン）1回	
	高齢者の肺炎球菌	・65歳の人 ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人		1回	・生活保護世帯の人の対応は上のインフルエンザ・新型コロナワクチンと同様。 ・ <u>過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（ニューモバックス）を接種したことがある者は対象から除外。</u> ・ <u>65歳以上の5歳刻みで実施していた、特例経過措置については、令和6年3月31日で終了。</u>
	带状疱疹	・65歳の人（年度内に65歳を迎える） ・60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な人 ・特例対象：年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳（※）		生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回（2か月以上の間隔を置いて2回接種）	・特例対象は、令和7年度～11年度までの5年間は経過措置の定期対象者。 ・100歳以上の人は、 <u>令和7年度に限り全員対象。</u> ・生ワクチンは、病気や治療によって免疫が低下している人は接種ができません。 ・生活保護世帯の対応は上のインフルエンザ、新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌と同様。

【任意予防接種】

	予防接種名	対象年齢	標準的な接種期間	接種方法	注意事項
任意 予 防 接 種	インフルエンザ	満18歳以下		注射：1～4週の間隔で1～2回 経鼻：1回（小学生まで対象）	・接種期間は10月1日から12月31日まで（国の動向により変動する場合がある）。 ・より高い免疫効果を得るには、3～4週間の間隔が望ましい。
	成人 麻しん・風しん混合	■対象者 妊娠を希望している女性及びその同居者、又は妊婦の同居者で、風しん抗体価がHI法で16倍以下又はEIA法で8.0未満の人		1回	熊本県が実施する風しん対策事業等において、左記の対象であり、成人の風しん又は麻しん風しん混合の予防接種を希望する人は、風しん抗体検査結果の原本（母子健康手帳も含む）を市へ提出し、風しん予防接種助成申込書に記入してください。市から発行された「風しん予防接種助成券」を医療機関へ提出すると予防接種の費用の一部を助成します。 予診票は、医療機関にある任意の予診票を使用してください。
	成人 風しん			1回	